

証券コード 9663
平成26年6月2日

株 主 各 位

北海道伊達市長和町467番地2
株 式 会 社 ナ ガ ワ
代表取締役社長 高 橋 修

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月16日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月17日（火曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地2
ホテルプリランテ武蔵野 2階 エメラルドC
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第50期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 役員賞与支給の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nagawa.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府・日銀の財政金融政策による円高の是正や株価の上昇、ならびに積極的な公共投資政策による建設需要の増大や消費税率引き上げ前の駆け込み需要等により、景気は緩やかに回復してきたものの、海外経済の動向や消費税率引き上げ後の景気減速懸念等、景気の先行きに注視が必要な状況となっております。

ユニットハウス及び建設機械レンタル業界におきましては、政府の成長戦略である「アベノミクス」により国の公共投資予算の増加や予算執行の前倒し等を背景に公共投資が堅調に推移するほか、住宅投資も消費税率引上げに伴う駆け込み需要もあって増加してまいりました。また、民間設備投資については、非製造業を中心に持ち直しの傾向が見られ、建築工事については大手企業を中心に依然として増加傾向にあるものの、先行きについては増勢の鈍化が見受けられます。一方、震災復旧・復興の本格発注に対し建設資源が集中する東北地方での労務・資材不足が都市部だけでなく地方にも波及しており、建設費用の高騰や工期の開始遅延等が見られるとともに、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動等、今後の建設動向にとっての懸念材料も含んだ状況でありました。

このような情勢のなか、当社グループは、モジュール建築（プレハブ建築）・システム建築の技術・ノウハウを活用し工場、倉庫、店舗等の受注を拡大していく一方、ユニットハウスにおいては各工場の生産能力を強化し、拡大するレンタル需要に対応してまいりました。また、7月に発生した山口県萩市集中豪雨に伴う応急仮設住宅の建設や、東日本大震災の被災地域における復興工事向けの仮設現場事務所を供給するとともに、事務所再建をはじめとした震災復興と被災者の生活再建に尽力してまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は240億6千8百万円（前年同期比12.2%増）、営業利益は33億2千5百万円（前年同期比11.7%増）、経常利益は34億5千万円（前年同期比11.2%増）、当期純利益は18億7千

6 百万円（前年同期比8.4%増）となりました。

セグメント別の概要は次のとおりであります。

（ユニットハウス事業）

ユニットハウス事業におきましては、一般建設市場の開拓については、大規模建築のモジュール建築（プレハブ建築）・システム建築から、従来の小規模建築に強みのあるユニットハウス建築まで扱えるオールラウンドな営業・製造体制をさらに強化するとともに、レンタルにおいては特定地域に一極集中することなく全国的にバランスの取れたレンタル資産配分と備品や付帯工事をセットにした提案営業を強化することにより、レンタル稼動がほぼ全域で前年を上回って推移いたしました。また、期首に当社グループの株式会社建販における備品レンタル事業の事業譲渡を実施し、営業部門の統合や人員の再配置を行い現業部門の情報融合と経営の効率化に努めるとともに、全営業担当者へタブレット端末を貸与し情報収集力・機動性を高め、より迅速で適切な対応ができる環境を整備してまいりました。

一方、海外におきましては、ブラジルに続いてインドネシアの「PT. NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL」ならびにタイの「NAGAWA (THAILAND) CO., LTD.」の2社を新たに連結対象子会社とし、モジュール建築（プレハブ建築）及びユニットハウス建築の生産・受注営業に注力してまいりました。

以上の結果、レンタルにつきましては、受注増加による稼動棟数の増加や単価の持ち直しにより、全国的に堅調に推移いたしました。販売につきましては、中古ハウス販売が前述のとおり全国的にレンタル稼動が高水準で推移したため、販売用ハウスの確保が難しく前年を下回って推移いたしました。工場や大型倉庫等モジュール建築（プレハブ建築）・システム建築の完工が大幅に増加し、販売全体の売上高を押し上げました。

この結果、当事業のセグメント売上高は227億2千8百万円（前年同期比11.9%増）となりました。また、営業利益はレンタル稼動率の向上による粗利益率の改善や全社的なコストダウン効果に加え、レンタル単価の持ち直し等により、35億6千3百万円（前年同期比8.0%増）となりました。

（建設機械レンタル事業）

建設機械レンタル事業におきましては、営業エリアである北海道南部建設市場の公共工事請負金額にも回復の兆しが見られるなか、建設機械販売の増加や、地域に密着した営業活動の強化と貸与資産管理の緻密化による資産効率の向上や固定費の圧縮に努めるとともに、カーコンビニ倶楽部の自動車整備部門の設備投資を行なう等、サービスの拡充に注力してまいりました。

この結果、当事業のセグメント売上高は13億3千9百万円（前年同期比16.1%増）となりました。また、損益につきましては、同業他社との価格競争激化や昨年前倒しで行なった貸与機械の更新投資に伴う定率償却初年度負担増があったものの、継続して取り組んでいる運送費や修繕費の抜本的見直し等による経費削減が大きく寄与し、営業利益は2千8百万円（前年同期の営業損失は5千万円）となりました。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資は39億1千万円で、その主なものは、貸与資産の取得36億6千5百万円であります。

③ 資金調達の状況

上記の設備資金は主に自己資金により賄いましたので、資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡及び譲受の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第 47 期<br>(平成23年3月期) | 第 48 期<br>(平成24年3月期) | 第 49 期<br>(平成25年3月期) | 第 50 期<br>(平成26年3月期) |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売 上 高(百万円)    | 18,482               | 24,839               | 21,459               | 24,068               |
| 経 常 利 益(百万円)  | 868                  | 4,266                | 3,103                | 3,450                |
| 当期純利益(百万円)    | 334                  | 2,207                | 1,731                | 1,876                |
| 1株当たり当期純利益(円) | 21.98                | 145.43               | 118.45               | 133.57               |
| 総 資 産(百万円)    | 32,066               | 36,550               | 35,247               | 36,904               |
| 純 資 産(百万円)    | 27,344               | 29,105               | 29,137               | 30,171               |
| 1株当たり純資産額(円)  | 1,795.07             | 1,927.17             | 2,052.54             | 2,168.16             |

(注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出し、銭未満は四捨五入して表示しております。(当該株式数につきましては、自己株式を控除しております。)
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出し、銭未満は四捨五入して表示しております。(当該株式数につきましては、自己株式を控除しております。)

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 社 名                                                                | 資本金又は出資金<br>百万円 | 当 社 の<br>議 決 権 比 率<br>% | 主 な 事 業 内 容                             |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------------------|-----------------------------------------|
| 株 式 会 社 建 販                                                        | 120             | 100.0                   | 建設機械・自動車整備及び板金                          |
| NAGAWA DO BRASIL<br>INDÚSTRIA DE<br>CONSTRUÇÕES<br>MODULARES LTDA. | 132             | 99.9                    | 仮設ユニットハウスの生産・販売及び仮設<br>ユニットハウス原材料の輸出入業務 |
| PT. NAGAWA INDONESIA<br>INTERNATIONAL                              | 23              | 66.0                    | 仮設ユニットハウスの生産・販売及び仮設<br>ユニットハウス原材料の輸出入業務 |
| NAGAWA (THAILAND) CO.,<br>L T D .                                  | 25              | 49.0                    | 仮設ユニットハウスの生産・販売及び仮設<br>ユニットハウス原材料の輸出入業務 |

#### (4) 対処すべき課題

今後の見直しにつきましては、政府の推進する公共事業の前倒し発注をはじめとする経済政策の効果により引き続き改善基調を維持すると見込まれますが、海外経済の停滞や原材料価格の高騰や消費税率引き上げに伴う需要の反動減による一時的な景気後退が懸念されます。

ユニットハウス及び建設機械レンタル業界におきましては、公共投資の増加が見込まれ、民間設備投資の回復も期待されますが、円高修正による素材価格の上昇懸念や労務費の高止まりによるコスト増加などが見込まれ、経営環境の先行きは依然として下振れ要因を抱えた状況が続くものと予想されます。

このような経営環境のもと当社グループといたしましては、販売については引き続きモジュール建築（プレハブ建築）・システム建築に注力し、ユニットハウス建築と併せて低層建築市場の開拓を推進するほか、レンタルについては、M&Aも含め積極的に貸与資産の設備投資を行い、さらなるシェア拡大の推進とともに果敢に新規先への営業攻勢をかけるとともに、海外につきましては、ブラジル、インドネシア及びタイにおいてモジュール建築（プレハブ建築）・ユニットハウス建築の受注を推進するとともに、次の進出候補国の選定を進め、継続的に海外事業ネットワークの拡大を推進してまいります。

また、人材強化及び製造工程のロボット化による生産性の向上や部材の見直しなどにより製造原価の削減に努めるほか、請求書の電子化などITを活用した業務の迅速化・効率化を図ってまいります。

当社グループの対処すべき課題として、民間企業等の設備投資の早期回収に因應するため、短納期、低コストのモジュール建築（プレハブ建築）・システム建築を中心に低層建築市場の開拓を推進するとともに、建築施工体制の充実を図ります。また、価格競争力を強化するため、引き続き物流配置の最適化を行うほか、貸与資産の修理整備体制の指導強化により運用年数を延ばし、製造ならびに営業コストの長期的削減に努め、WEB上での販売サイト「スーパーハウス. jp」につきましても一層の強化をしてまいります。

さらに、増加・多様化する一般需要向け商品開発と、製品に対する信頼感を一層高めるため製造品質管理の強化を進めるとともに、CSRをはじめコンプライアンスやリスクマネジメントに誠実に取り組むことにより、経営の透明性と健全性を確保し、継続的な企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループはユニットハウスの製造・販売・賃貸及び建設機械・備品、モジュール建築（プレハブ建築）・システム建築の賃貸・販売を主とした事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成26年3月31日現在）

① 当社

本店 北海道伊達市長和町467番地2

支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番17号

営業所

旭川営業所(北海道上川郡当麻町)

札幌営業所(札幌市東区)

登別営業所(北海道登別市)

伊達営業所(北海道伊達市)

倶知安営業所(北海道虻田郡倶知安町)

道南営業所(北海道二世郡八雲町)

函館営業所(北海道函館市)

青森営業所(青森県青森市)

盛岡営業所(岩手県滝沢市)

仙台営業所(宮城県名取市)

秋田営業所(秋田県秋田市)

山形営業所(山形県山形市)

郡山営業所(福島県郡山市)

いわき営業所(福島県いわき市)

新潟営業所(新潟市中央区)

長岡営業所(新潟県長岡市)

上越営業所(新潟県上越市)

長野営業所(長野県長野市)

前橋営業所(群馬県前橋市)

宇都宮営業所(栃木県宇都宮市)

水戸営業所(茨城県水戸市)

千葉営業所(千葉市中央区)

埼玉営業所(さいたま市大宮区)

東京営業所(千代田区)

日野営業所(東京都日野市)

横浜営業所(横浜市中区)

神奈川営業所(神奈川県厚木市)

甲府営業所(山梨県甲府市)

沼津営業所(静岡県沼津市)

浜松営業所(浜松市東区)

静岡営業所(静岡県駿河区)

安城営業所(愛知県安城市)

名古屋営業所(名古屋市中村区)

三重営業所(三重県四日市市)

岐阜営業所(岐阜県羽島郡岐南町)

金沢営業所(石川県白山市)

富山営業所(富山県富山市)

福井営業所(福井県福井市)

京都営業所(京都府長岡京市)

滋賀営業所(滋賀県守山市)

大阪営業所(大阪市中央区)

和歌山営業所(和歌山県和歌山市)

神戸営業所(神戸市中央区)

姫路営業所(兵庫県姫路市)

島根営業所(島根県松江市)

岡山営業所(岡山市中区)

広島営業所(広島市中区)

山口営業所(山口県山口市)

高松営業所(香川県高松市)

高知営業所(高知県高知市)

松山営業所(愛媛県伊予郡砥部町)

福岡営業所(福岡市中央区)

北九州営業所(北九州市小倉南区)

長崎営業所(長崎県長崎市)

熊本営業所(熊本県東区)

宮崎営業所(宮崎県宮崎市)

## 工場

石狩工場(北海道石狩市)  
仙台工場(宮城県亙理郡山元町)  
結城工場(茨城県結城市)  
岩槻工場(さいたま市岩槻区)

東員工場(三重県員弁郡東員町)  
京都工場(京都府木津川市)  
福岡工場(福岡県鞍手郡鞍手町)  
宮崎工場(宮崎県都城市)

## ② 子会社

株式会社建販 (さいたま市大宮区)  
NAGAWA DO BRASIL INDÚSTRIA DE (ブラジル連邦共和国  
CONSTRUÇÕES MODULARES LTDA. サンパウロ州ヴァルジエン市)  
PT. NAGAWA INDONESIA (インドネシア共和国 ジャカルタ市)  
INTERNATIONAL  
NAGAWA (THAILAND) CO., LTD. (タイ王国 サムットプラカーン県)

## (7) 使用人の状況 (平成26年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門       | 使用人数      | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-----------|-------------|
| ユニットハウス事業  | 433 (8)名  | 35名増 -      |
| 建設機械レンタル事業 | 43 (4)名   | 6名増 -       |
| 合計         | 476 (12)名 | 41名増 -      |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 412 (12)名 | 23名増(1名増) | 38.3歳 | 8.0年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (平成26年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,357,214株（自己株式2,441,715株を含む）
- ③ 株主数 2,371名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                         | 持株数（千株） | 持株比率（％） |
|-----------------------------------------------|---------|---------|
| THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED | 2,177   | 15.65   |
| 高 橋 修                                         | 2,008   | 14.43   |
| 高 橋 学                                         | 1,000   | 7.18    |
| 有 限 会 社 エ ヌ ・ テ ー 商 会                         | 890     | 6.39    |
| 有 限 会 社 ダ イ ユ ウ 商 会                           | 751     | 5.39    |
| 菅 井 賢 志                                       | 741     | 5.32    |
| 株 式 会 社 北 洋 銀 行                               | 683     | 4.91    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                     | 610     | 4.38    |
| 高 橋 悦 雄                                       | 489     | 3.51    |
| 高 橋 和 雄                                       | 482     | 3.46    |

（注）1. 持株比率は自己株式（2,441,715株）を控除して計算しております。

2. 当社は、2,441,715株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

## (2) 会社役員 の 状 況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                        |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 高 橋 修   | 株式会社建販代表取締役社長<br>PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL<br>代 表 取 締 役 社 長<br>NAGAWA (THAILAND) CO., LTD.<br>代 表 取 締 役 社 長 |
| 専務取締役     | 稲 井 正   | NAGAWA DO BRASIL INDÚSTRIA DE<br>CONSTRUÇÕES MODULARES LTDA. 副社長                                                    |
| 専務取締役     | 矢 野 範 行 | 管 理 務 本 部 部 長 兼 長<br>総 務 部                                                                                          |
| 常務取締役     | 井 上 俊 範 | 営 業 本 部 部 長                                                                                                         |
| 常務取締役     | 菅 井 賢 志 | 企 画 室 部 部 長 兼 長<br>海 外 準 備 室                                                                                        |
| 常務取締役     | 高 橋 学   | 経 理 部 部 長                                                                                                           |
| 取 締 役     | 大 熊 信 好 | 製 造 技 術 本 部 部 長                                                                                                     |
| 取 締 役     | 久 納 正 義 | 営 業 本 部 部 長                                                                                                         |
| 取 締 役     | 釣 谷 賢 逸 | 営 業 本 部 部 長 兼 長<br>九 州 ブ ロ ッ ク                                                                                      |
| 取 締 役     | 鈴 木 順 博 | 営 業 本 部 部 長 兼 長<br>中 国 四 国 ブ ロ ッ ク                                                                                  |
| 常 勤 監 査 役 | 多 田 俊 雄 |                                                                                                                     |
| 監 査 役     | 鳥 海 隆 雄 | 公 認 会 計 士 税 理 士<br>鳥 海 公 認 会 計 士 事 務 所 代 表                                                                          |
| 監 査 役     | 本 橋 信 隆 | 公 認 会 計 士 税 理 士<br>本 橋 信 隆 事 務 所 代 表<br>マブチモーター株式会社社外監査役                                                            |

- (注) 1. 監査役鳥海隆雄氏及び監査役本橋信隆氏は、社外監査役であります。
2. 監査役鳥海隆雄氏及び監査役本橋信隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査役鳥海隆雄氏及び監査役本橋信隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 取締役釣谷賢逸氏及び取締役鈴木順博氏は、平成26年6月17日をもって退任する予定です。
5. 平成26年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

| 氏名   | 会社における地位 | 新      | 旧                    |
|------|----------|--------|----------------------|
| 菅井賢志 | 常務取締役    | 企画室管掌  | 企画室部長兼<br>海外準備室長     |
| 釣谷賢逸 | 取締役      | 営業本部部長 | 営業本部部長兼<br>九州ブロック長   |
| 鈴木順博 | 取締役      | 営業本部部長 | 営業本部部長兼<br>中国四国ブロック長 |

## ② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分               | 支給人員(名)   | 支給額(千円)           |
|------------------|-----------|-------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 10<br>(0) | 175,800<br>(一)    |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 19,000<br>(4,800) |
| 合計               | 13        | 194,800           |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月21日開催の第27期定時株主総会において年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月21日開催の第27期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- 平成26年6月17日開催の第50期定時株主総会において付議いたします役員賞与
 

|     |     |          |                      |
|-----|-----|----------|----------------------|
| 取締役 | 10名 | 71,900千円 | (うち社外取締役 0名)         |
| 監査役 | 3名  | 6,100千円  | (うち社外監査役 2名 1,200千円) |

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役鳥海隆雄氏は、公認会計士税理士鳥海公認会計士事務所代表であります。当社と公認会計士税理士鳥海公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役本橋信隆氏は、公認会計士本橋信隆事務所代表であります。当社と公認会計士本橋信隆事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役本橋信隆氏は、マブチモーター株式会社の社外監査役を兼務しております。当社とマブチモーター株式会社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況及び発言状況                                                                                                 |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 鳥海隆雄 | 当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回、監査役会8回のうち8回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 本橋信隆 | 当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回、監査役会8回のうち8回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |

### (3) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 31百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときは、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。

また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

### (4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」について、以下のとおり決定しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 総務部はコンプライアンス体制に関する規程を整備し、取締役が法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、取締役に対して教育等を行う。

ロ. 上述の活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 文書管理規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。

(イ) 株主総会議事録

(ロ) 取締役会議事録

(ハ) 役員部長連絡会議事録

(ニ) 税務署その他官公庁、証券取引所、業界団体等に提出した書類の写し

(ホ) その他文書管理規程に定める文書

- ロ. 上記文書の保管場所及び保管方法は、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、2営業日以内に本社において閲覧が可能な場所及び方法とする。
- ハ. 上記文書の保存期間は、法令に別段の定めがない限り、文書管理規程に各文書の種類ごとに定めるところによる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理を体系的に規定する危機管理規程を定める。

- ロ. 取締役会のほかに、週1回開催される役員部長連絡会において営業上の問題、製造上の問題、経営上の問題等を全社的な視点で検討、評価し、今後当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できる管理体制の構築及び運用を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会を開催するほか適宜適時に開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行う。

ロ. 経営方針を機軸に毎年策定される年度計画に基づき業績管理を行う。

- ハ. 日常の業務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に則った権限の委譲を行い、それぞれの局面において責任者が意思決定ルールに基づき業務を執行する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 総務部は、コンプライアンスに関するガイドラインを策定し、社員の倫理基準を明確にする。

ロ. 総務部はコンプライアンスに関する教育計画を策定し、実施する。

- ハ. 監査室は必要に応じて、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。

ニ. 総務部は、コンプライアンスについて、電子メールによって自由に通報や相談ができる仕組みを作る。

ホ. 総務部、監査室及び監査役は、それぞれ連携して全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無を調査・検討する。

⑥ 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図るとともに、グループ経営理念に基づく関係会社管理規程に則って企業集団内での指揮、命令、意思疎通等の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は監査室に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならない。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ. 監査役会は、取締役及び使用人（以下「報告義務者」という。）から報告を受けるべき事項を決定し、報告義務者へ通知する。

ロ. 報告義務者は、監査役会から要請された報告事項について、取締役会、役員部長連絡会で報告する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役会は、代表取締役社長及び監査法人とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。

ロ. 監査役が実施した監査内容は、監査報告書にまとめ、取締役会及び監査役会に提出する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性、適正性の確保のため、全社的な統制活動および各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、法務省の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力排除を目的とした下記の基本方針を定めて対応を行っております。

イ. 担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に至ることもあり得るため、担当者や担当部署だけに任せず会社的に対応し、不当要求に関連して従業員の安全を確保する。

ロ. 警視庁をはじめとする各都道府県警察本部及び所轄警察署、各都道府県暴力追放推進センター（以下、「暴追センター」という）、弁護士等、外部専門機関との緊密な連帯関係を構築する。

ハ. 反社会的勢力とは、一切取引を行なわない。新規取引先に対しては、本規程第7条に定める手続きにより反社会的勢力でないことの確認を行なったうえで取引を開始しなければならない。万一、反社会的勢力とは知らずに取引を有してしまった場合は、相手方が反社会的勢力であると判明した時点、あるいは反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、すみやかに取引を解消する。

ニ. 不当要求を防止するために、役員ならびに管理職及び拠点責任者は、反社会的勢力とは不適切な交際を行なわない。万一、反社会的勢力とは知らずに不適切な交際をなしてしまった場合は、不適切な交際相手が反社会的勢力であると判明した時点、あるいは反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、すみやかに所定の方法により通報する。

ホ. 警察及び弁護士等外部専門機関の協力を得て法的に対応する必要がある場合は、これらの機関と積極的に連絡を取り、民事と刑事の両面から法的対応をとる。

ヘ. 反社会的勢力による不当要求が、当社の事業活動上の不祥事や、役員もしくは従業員等の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引は絶対に行なわない。また、反社会的勢力への資金提供は私的にも絶対に行なわない。

上記の基本方針実現のため、対応を統括する部署・体制、情報の一元管理・蓄積、従業員に向けた研修、対応マニュアルの整備を進めております。

また、取引先に対しましては、反社会的勢力との関係において疑義が生じた場合、外部の調査機関に確認を依頼し、その結果により取引開始の可否を判断しております。さらに、契約書締結に際し、反社会的勢力との関係が発覚した場合、契約を解除する旨の条項を盛り込むよう努めております。

# 連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部              |               | 負 債 の 部              |               |
|----------------------|---------------|----------------------|---------------|
| 科 目                  | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>17,546</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>6,477</b>  |
| 現金及び預金               | 7,151         | 買掛金                  | 1,635         |
| 受取手形及び売掛金            | 7,319         | 未払金                  | 139           |
| 商品及び製品               | 1,376         | ファクタリング未払金           | 2,030         |
| 仕掛品                  | 69            | 未払法人税等               | 1,052         |
| 原材料及び貯蔵品             | 264           | 賞与引当金                | 239           |
| 繰延税金資産               | 170           | 役員賞与引当金              | 78            |
| 信託受益権                | 992           | 資産除去債務               | 1             |
| その他                  | 210           | その他                  | 1,299         |
| 貸倒引当金                | △7            | <b>固 定 負 債</b>       | <b>255</b>    |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>19,358</b> | 長期未払金                | 52            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>18,373</b> | 退職給付に係る負債            | 55            |
| 貸与資産                 | 10,225        | 資産除去債務               | 67            |
| 建物及び構築物              | 1,365         | その他                  | 79            |
| 土地                   | 6,499         | <b>負 債 合 計</b>       | <b>6,733</b>  |
| 建設仮勘定                | 96            | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| その他                  | 186           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>30,104</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>92</b>     | 資本金                  | 2,855         |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>892</b>    | 資本剰余金                | 4,586         |
| 長期預金                 | 100           | 利益剰余金                | 25,275        |
| 投資有価証券               | 273           | 自己株式                 | △2,613        |
| 敷金及び保証金              | 393           | その他の包括利益累計額          | 66            |
| 繰延税金資産               | 117           | その他有価証券評価差額金         | 66            |
| その他                  | 10            | 為替換算調整勘定             | 0             |
| 貸倒引当金                | △2            | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>30,171</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>36,904</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>36,904</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額    |
|----------------|--------|
| 売上高            | 24,068 |
| 売上原価           | 14,185 |
| 売上総利益          | 9,882  |
| 販売費及び一般管理費     | 6,557  |
| 営業利益           | 3,325  |
| 営業外収益          |        |
| 受取利息           | 5      |
| 受取配当金          | 3      |
| 受取割引料          | 16     |
| 受取貸貸料          | 51     |
| 譲受関連収益         | 7      |
| 負ののれん償却額       | 15     |
| 為替差益           | 12     |
| 雑収入            | 20     |
| 営業外費用          |        |
| たな卸資産処分損失      | 4      |
| 雑損             | 4      |
| 経常利益           | 3,450  |
| 特別利益           |        |
| 固定資産売却益        | 0      |
| 固定資産受贈益        | 17     |
| 関係会社株式売却益      | 9      |
| 特別損失           |        |
| 固定資産処分損        | 22     |
| 税金等調整前当期純利益    | 3,445  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 1,636  |
| 法人税等調整額        | △49    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 1,868  |
| 少数株主損失         | 8      |
| 当期純利益          | 1,876  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高               | 2,855   | 4,586 | 23,782 | △2,110  | 29,114 |
| 当 期 変 動 額               |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |       | △354   |         | △354   |
| 当 期 純 利 益               |         |       | 1,876  |         | 1,876  |
| 連 結 範 囲 の 変 動           |         |       | △29    |         | △29    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |       |        | △502    | △502   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —     | 1,492  | △502    | 989    |
| 当 期 末 残 高               | 2,855   | 4,586 | 25,275 | △2,613  | 30,104 |

|                         | その他の包括利益累計額      |             |                              | 少 数 株 主 分 | 純 資 産 計 |
|-------------------------|------------------|-------------|------------------------------|-----------|---------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整<br>勘 | そ の 他 の 利 益<br>の 包 括 計 額 合 計 |           |         |
| 当 期 首 残 高               | 25               | △3          | 22                           | 0         | 29,137  |
| 当 期 変 動 額               |                  |             |                              |           |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |             |                              |           | △354    |
| 当 期 純 利 益               |                  |             |                              |           | 1,876   |
| 連 結 範 囲 の 変 動           |                  |             |                              |           | △29     |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |             |                              |           | △502    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 40               | 3           | 44                           | △0        | 44      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 40               | 3           | 44                           | △0        | 1,033   |
| 当 期 末 残 高               | 66               | 0           | 66                           | —         | 30,171  |

## 連結注記表

### 1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

該当事項はありません。

### 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 4社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社建販  
NAGAWA DO BRASIL INDÚSTRIA DE CONSTRUÇÕES  
MODULARES LTDA.  
PT. NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL  
NAGAWA (THAILAND) CO., LTD.  
上記のうち、PT. NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL及び  
NAGAWA (THAILAND) CO., LTD. については、当連結会計  
年度より重要性が増したため、連結の範囲に含めてお  
ります。

##### ② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 0社
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
  - ・ 主要な会社等の名称 株式会社ホクイー
  - ・ 持分法を適用していない理由 関連会社株式会社ホクイーは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため当該会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちNAGAWA DO BRASIL INDÚSTRIA DE CONSTRUÇÕES MODULARES LTDA.、PT. NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL及びNAGAWA (THAILAND) CO., LTD. の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ロ. たな卸資産

・商品・製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・原材料・貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び貸与資産のうち貸与ハウスについては、定額法により償却しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

貸与資産

5～7年

###### ロ. 無形固定資産及び長期前払費用（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

###### ハ. 少額減価償却資産（リース資産を除く）

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

###### ニ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社の従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき費用を見積り計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社の役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ・その他の工事  
工事完成基準

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ハ. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

ニ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生した連結会計年度に一括して費用として処理しております。

数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括して費用として処理しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債を55百万円計上しております。なお、その他の包括利益累計額に与える影響はありません。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 24,746百万円

### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 16,357千株      | 一千株          | 一千株          | 16,357千株     |

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成25年6月18日開催の第49期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 354百万円
- ・1株当たり配当額 25円
- ・基準日 平成25年3月31日
- ・効力発生日 平成25年6月19日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの  
平成26年6月17日開催の第50期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 347百万円
- ・1株当たり配当額 25円
- ・基準日 平成26年3月31日
- ・効力発生日 平成26年6月18日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達する方針としております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及びファクタリング未払金は、4ヶ月以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業業務管理規程に従い、営業債権について、各事業所及び営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の営業業務管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、有価証券運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

|            | 連結貸借対照表計上額 | 時 価      | 差 額  |
|------------|------------|----------|------|
| 現金及び預金     | 7,151百万円   | 7,151百万円 | －百万円 |
| 受取手形及び売掛金  | 7,319      | 7,319    | －    |
| 投資有価証券     | 218        | 220      | 1    |
| 資産計        | 14,690     | 14,691   | 1    |
| 買掛金        | 1,635      | 1,635    | －    |
| ファクタリング未払金 | 2,030      | 2,030    | －    |
| 負債計        | 3,666      | 3,666    | －    |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

現金及び預金、受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

買掛金、ファクタリング未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 54百万円      |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

### 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|                   | 1年以内     | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-------------------|----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金            | 7,151百万円 | －百万円        | －百万円         | －百万円 |
| 受取手形及び売掛金         | 7,319    | －           | －            | －    |
| 投資有価証券            |          |             |              |      |
| 満期保有目的の債券         |          |             |              |      |
| (1) 国債・地方債等       | －        | －           | 30           | －    |
| (2) 社債            | －        | －           | －            | －    |
| その他有価証券のうち満期があるもの |          |             |              |      |
| (1) 債券（社債）        | －        | －           | －            | －    |
| (2) その他           | －        | －           | －            | －    |
| 合計                | 14,471   | －           | 30           | －    |

### 7. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

該当する資産の耐用年数を使用見込期間と見積り、割引率は1.395%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 期首残高            | 70百万円  |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 16百万円  |
| 時の経過による調整額      | 0百万円   |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △18百万円 |
| その他増減額（△は減少）    | －百万円   |
| 期末残高            | 68百万円  |

**8. 賃貸等不動産に関する注記**

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、会社計算規則第110条第1項の規定により記載を省略しております。

**9. 1株当たり情報に関する注記**

|                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 2,168円16銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 133円57銭   |

**10. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                 |               |
|------------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                     | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>16,747</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>6,411</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 6,504         | 買 掛 金                   | 1,633         |
| 受 取 手 続 債 権            | 3,043         | 未 払 金                   | 137           |
| 電 子 記 録 債 権            | 430           | ファクタリング未払金              | 2,019         |
| 売 掛 金                  | 3,819         | 未 払 費 用                 | 80            |
| 商 品 及 び 製 品            | 1,332         | 未 払 法 人 税 等             | 1,020         |
| 仕 掛 金                  | 69            | 未 払 消 費 税 等             | 174           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 237           | 前 受 金                   | 995           |
| 前 渡 金                  | 44            | 預 り 金                   | 35            |
| 前 払 費 用                | 110           | 賞 与 引 当 金               | 235           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 165           | 役 員 賞 与 引 当 金           | 78            |
| 信 託 受 益 権              | 991           | 資 産 除 去 債 務             | 1             |
| そ の 他 金                | 4             | そ の 他                   | 0             |
| 貸 倒 引 当 金              | △8            | <b>固 定 負 債</b>          | <b>250</b>    |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>19,857</b> | 退 職 給 付 引 当 金           | 50            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>18,299</b> | 長 期 未 払 金               | 52            |
| 貸 与 資 産                | 10,225        | 資 産 除 去 債 務             | 67            |
| 建 物                    | 1,149         | そ の 他                   | 79            |
| 構 築 物                  | 202           | <b>負 債 合 計</b>          | <b>6,661</b>  |
| 機 械 及 び 装 置            | 20            | <b>純 資 産 の 部</b>        |               |
| 車 輛 運 搬 具              | 75            | <b>株 主 資 本</b>          | <b>29,876</b> |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 30            | 資 本 金                   | 2,855         |
| 土 地                    | 6,499         | 資 本 剰 余 金               | 4,586         |
| 建 設 仮 勘 定              | 96            | 資 本 準 備 金               | 4,586         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>88</b>     | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 0             |
| 借 地 権                  | 20            | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>25,047</b> |
| 電 話 加 入 権              | 16            | 利 益 準 備 金               | 713           |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 52            | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 24,333        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,469</b>  | 別 途 積 立 金               | 21,000        |
| 長 期 預 金                | 100           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 3,333         |
| 投 資 有 価 証 券            | 264           | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△2,613</b> |
| 関 係 会 社 株 式            | 157           | 評 価・換 算 差 額 等           | 66            |
| 出 資 金                  | 1             | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 66            |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金      | 440           | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>29,942</b> |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 3             | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>36,604</b> |
| 長 期 前 払 費 用            | 0             |                         |               |
| 繰 延 税 金 資 産            | 194           |                         |               |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 391           |                         |               |
| そ の 他 金                | 4             |                         |               |
| 貸 倒 引 当 金              | △88           |                         |               |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>36,604</b> |                         |               |

# 損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |        |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                   |       | 23,912 |
| 売 上 原 価                 |       | 14,231 |
| 売 上 総 利 益               |       | 9,680  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 6,338  |
| 営 業 利 益                 |       | 3,342  |
| 営 業 外 収 益               |       |        |
| 受 取 利 息                 | 4     |        |
| 受 取 配 当 金               | 51    |        |
| 受 取 割 引 料               | 15    |        |
| 受 取 賃 貸 料               | 57    |        |
| 譲 受 関 連 収 益             | 7     |        |
| 負 の の れ ん 償 却 額         | 15    |        |
| 雑 収 入                   | 22    | 174    |
| 営 業 外 費 用               |       |        |
| た な 卸 資 産 処 分 損         | 4     |        |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 85    |        |
| 雑 損 失                   | 5     | 95     |
| 経 常 利 益                 |       | 3,420  |
| 特 別 利 益                 |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 0     |        |
| 固 定 資 産 受 贈 益           | 17    |        |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益       | 1     | 20     |
| 特 別 損 失                 |       |        |
| 固 定 資 産 処 分 損           | 22    |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 132   | 154    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 3,286  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,577 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △138  | 1,438  |
| 当 期 純 利 益               |       | 1,847  |

# 株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |           |                |              |           |                              |               |              |        | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 |
|---------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|------------------------------|---------------|--------------|--------|--------|-------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                              |               |              |        |        |             |
|                     |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金<br>別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |        |        |             |
| 当期首残高               | 2,855   | 4,586     | 0              | 4,586        | 713       | 20,000                       | 2,841         | 23,555       | △2,110 | 28,887 |             |
| 当期変動額               |         |           |                |              |           |                              |               |              |        |        |             |
| 別途積立金の積立            |         |           |                |              |           | 1,000                        | △1,000        | —            |        | —      |             |
| 剰余金の配当              |         |           |                |              |           |                              | △354          | △354         |        | △354   |             |
| 当期純利益               |         |           |                |              |           |                              | 1,847         | 1,847        |        | 1,847  |             |
| 自己株式の取得             |         |           |                |              |           |                              |               |              | △502   | △502   |             |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           |                |              |           |                              |               |              |        |        |             |
| 当期変動額合計             | —       | —         | —              | —            | —         | 1,000                        | 492           | 1,492        | △502   | 989    |             |
| 当期末残高               | 2,855   | 4,586     | 0              | 4,586        | 713       | 21,000                       | 3,333         | 25,047       | △2,613 | 29,876 |             |

|                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                    |            | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|------------------|--------------------|------------|-----------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 | 換 算<br>合 計 |           |
| 当期首残高               | 25               | 25                 |            | 28,912    |
| 当期変動額               |                  |                    |            |           |
| 別途積立金の積立            |                  |                    |            | —         |
| 剰余金の配当              |                  |                    |            | △354      |
| 当期純利益               |                  |                    |            | 1,847     |
| 自己株式の取得             |                  |                    |            | △502      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 40               | 40                 |            | 40        |
| 当期変動額合計             | 40               | 40                 |            | 1,030     |
| 当期末残高               | 66               | 66                 |            | 29,942    |

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ハ. その他有価証券

・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品・製品・仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 原材料・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び貸与資産のうち貸与ハウスについては、定額法により償却しております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

貸与資産 5～7年

建物 15～38年

##### ② 無形固定資産及び長期前払費用（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

##### ③ 少額減価償却資産（リース資産を除く）

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

##### ④ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき費用を見積り計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、発生した期に一括して費用として処理しております。

数理計算上の差異は、発生した期に一括して費用として処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

② その他の工事

工事完成基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

② のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 24,731百万円
- (2) 偶発債務  
次の関係会社について、金融機関との一括支払信託契約に対し債務保証を行っております。  
株式会社建販 11百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
- ① 短期金銭債権 1百万円
  - ② 短期金銭債務 4百万円

### 4. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- ① 売上高 2百万円
  - ② 仕入高 235百万円
  - ③ 営業取引以外の取引高 59百万円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式（注）   | 2,161千株     | 280千株      | 一千株        | 2,441千株    |

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加280千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加279千株、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|             |               |
|-------------|---------------|
| 繰延税金資産（流動）  |               |
| 賞与引当金       | 83百万円         |
| 未払事業税       | 63百万円         |
| 未払社会保険料     | 13百万円         |
| その他         | 4百万円          |
| 計           | <u>165百万円</u> |
| 繰延税金資産（固定）  |               |
| 貸倒引当金       | 31百万円         |
| 未払役員退職慰労金   | 18百万円         |
| 有価証券評価損     | 103百万円        |
| 会員権評価損      | 0百万円          |
| 未払修繕費       | 2百万円          |
| 退職給付引当金     | 17百万円         |
| 資産除去債務      | 24百万円         |
| 減損損失        | 34百万円         |
| その他         | 5百万円          |
| 計           | <u>237百万円</u> |
| 繰延税金負債（固定）  |               |
| その他有価証券評価差額 | △36百万円        |
| 資産除去費用      | △6百万円         |
| 計           | <u>△42百万円</u> |
| 繰延税金資産の純額   | <u>359百万円</u> |

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.8%から35.4%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は11百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しく、契約一件当たりの金額が少額なため、記載を省略しております。

## 8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

主に営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

該当する資産の耐用年数を使用見込期間と見積り、割引率は1.395%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 期首残高            | 53百万円        |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 16百万円        |
| 時の経過による調整額      | 0百万円         |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △1百万円        |
| その他増減額（△は減少）    | —百万円         |
| 期末残高            | <u>68百万円</u> |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 種類            | 会社等の名称<br>又は氏名                                                            | 資本金<br>又は出資<br>(百万円) | 事業の<br>内容又は<br>職業                    | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係   | 取引の内容               | 取引金額<br>(百万円) | 科目        | 期末残高<br>(百万円) |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------------------------|-------------------------------|-----------------|---------------------|---------------|-----------|---------------|
| 子会社           | 株式会社<br>株 建 社 販                                                           | 120                  | 建設機械・自動車整備および板金                      | 所有<br>直接100.0                 | 建設機械・自動車整備および板金 | ユニットハウスの販売・レンタル     | 1             | —         | —             |
|               |                                                                           |                      |                                      |                               |                 | 建設機械・自動車整備、板金、備品の仕入 | 228           | 買掛金       | 2             |
|               |                                                                           |                      |                                      |                               |                 | 事務所賃貸料の受取           | 6             | 前受金       | 0             |
|               |                                                                           |                      |                                      |                               |                 | システム利用料の受取          | 0             | —         | —             |
|               |                                                                           |                      |                                      |                               |                 | 事務受託手数料の受取          | 1             | —         | —             |
|               |                                                                           |                      |                                      |                               |                 | —                   | —             | 立替金       | 0             |
| 債務保証<br>(注)3. | 11                                                                        | —                    | —                                    |                               |                 |                     |               |           |               |
| 子会社           | NAGAWA DO<br>BRASIL<br>INDÚSTRIA DE<br>CONSTRUÇÕES<br>MODULARES<br>LTD.A. | 132                  | 仮設ユニットハウスの生産・販売および仮設ユニットハウス原材料の輸出入業務 | 所有<br>直接 99.9                 | 役員の兼任           | 運転資金の貸付             | 50            | 関係会社長期貸付金 | 250           |
|               |                                                                           |                      |                                      |                               |                 | 利息の受取               | 2             | —         | —             |
|               |                                                                           |                      |                                      |                               |                 | —                   | —             | 立替金       | 0             |
| 子会社           | PT. NAGAWA<br>INDONESIA<br>INTERNATIONAL                                  | 23                   | 仮設ユニットハウスの生産・販売および仮設ユニットハウス原材料の輸出入業務 | 所有<br>直接 66.0                 | 役員の兼任           | 運転資金の貸付             | 50            | 関係会社長期貸付金 | 90            |
|               |                                                                           |                      |                                      |                               |                 | 利息の受取               | 0             | —         | —             |
|               |                                                                           |                      |                                      |                               |                 | —                   | —             | 立替金       | 0             |
| 子会社           | NAGAWA<br>(THAILAND)<br>CO., LTD.                                         | 25                   | 仮設ユニットハウスの生産・販売および仮設ユニットハウス原材料の輸出入業務 | 所有<br>直接 49.0                 | 役員の兼任           | 運転資金の貸付             | 62            | 関係会社長期貸付金 | 100           |
|               |                                                                           |                      |                                      |                               |                 | 利息の受取               | 0             | —         | —             |
|               |                                                                           |                      |                                      |                               |                 | —                   | —             | 立替金       | 0             |

| 種類   | 会社等の名称又は氏名  | 資本金又は出資(百万円) | 事業の内容及び職業            | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係      | 取引の内容       | 取引金額(百万円) | 科目   | 期末残高(百万円) |
|------|-------------|--------------|----------------------|-------------------|----------------|-------------|-----------|------|-----------|
| 関連会社 | 株式会社<br>ホクイ | 19           | 運送取扱業及び石油製品の販売・設備工事等 | 所有<br>直接 47.4     | 燃料の購入<br>役員の兼任 | 敷鉄板等のレンタル   | 1         | 受取手形 | 0         |
|      |             |              |                      |                   |                | ガソリン・軽油等の購入 | 7         | 買掛金  | 0         |

- (注) 1. 「取引金額」には消費税等は含まれておりません。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針  
いずれの取引も、当社と関連を有しない他社との取引と同様の条件によっております。  
3. 三菱UFJ信託銀行株式会社との一括支払信託契約に関する連帯債務保証であります。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 2,151円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 131円46銭   |

#### 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成26年5月23日

株式会社ナガワ  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 青木俊人 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 清水芳彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナガワの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成26年5月23日

株式会社ナガワ  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 青木俊人 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清水芳彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナガワの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他株式会社の業務の適正を確保する為に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び、取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月26日

株式会社ナガワ 監査役会

常勤監査役 多 田 俊 雄 ㊟

社外監査役 鳥 海 隆 雄 ㊟

社外監査役 本 橋 信 隆 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。当社の事業は、建築・販売事業とレンタル事業から成り立っており、レンタル事業については投資から回収まで数年を要する事業特性から、業績の伸長を踏まえ、かつ将来の事業展開・設備投資等を長期的・総合的に勘案した上で、各期の利益配分を検討させていただくことを基本方針としております。

これに基づき、将来の設備投資動向等の資金需要を睨みつつ、基本的に『総還元性向※』30%以上を目標とし、増配や自己株式の取得を行うなど株主の皆様への還元を行ってまいります。

なお、第50期の期末配当につきましては、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は347,887,475円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年6月18日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 増加する剰余金の項目とその金額 |                |
| 別途積立金           | 1,700,000,000円 |
| 減少する剰余金の項目とその金額 |                |
| 繰越利益剰余金         | 1,700,000,000円 |

※総還元性向：純利益に対する配当と自己株式取得の合計額の比率

なお、第50期の総還元性向は45.3%となっております。

## 第2号議案 取締役1名選任の件

当社の経営体制の強化を図るため取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふ<br>り<br>が<br>な<br>氏<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| やま<br>山<br>もと<br>本<br>とし<br>敏<br>ろう<br>朗<br>(昭和33年11月3日生) | 昭和57年4月 三協フロンテア株式会社入社<br>平成19年4月 当社入社<br>平成20年4月 営業本部九州ブロック長<br>平成23年4月 営業本部関東第一ブロック長<br>(現任) | 300株       |

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第3号議案 役員賞与支給の件

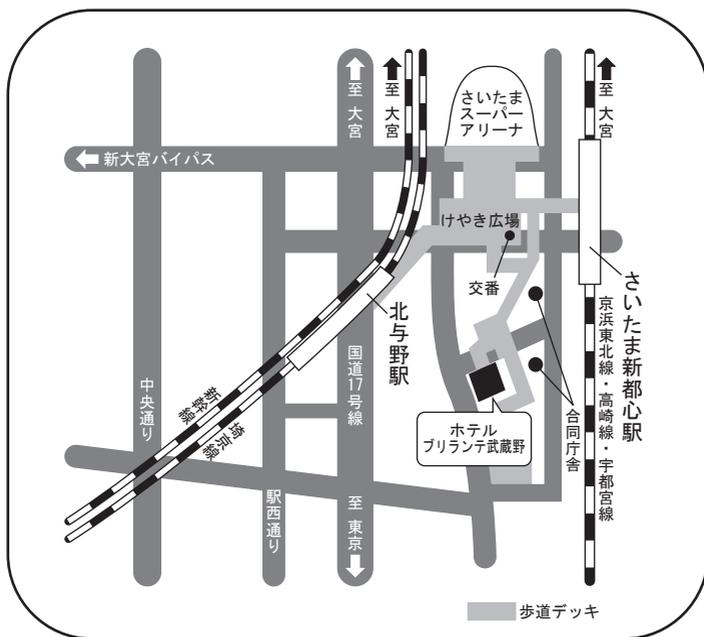
当期末時点の取締役10名及び監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与と総額78,000,000円(取締役分71,900,000円、監査役分6,100,000円)を支給することといたしたいと存じます。その按分等につきましては、取締役分については取締役会に、監査役分につきましては、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

以 上



## 株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地2  
ホテルブリランテ武蔵野 2階 エメラルドC  
TEL 048(601)5555



最寄駅 JRさいたま新都心駅 (駅より徒歩5分)